

東京都の漁業調整規則が変わりました。

 守るべきルールはこちらから



東京の海で釣りをする皆様へ

船釣り

まき餌釣りについて

これまで、東京都海面では遊漁者（釣り人）による
まき餌釣りが禁止されていましたが、
規制が緩和され、まき餌釣りができるようになりました。





船釣りのルール



釣りのルール(船釣り・陸釣り共通)

東京都漁業調整規則で遊漁者(釣り人など)の漁具・漁法が制限されているほか、漁業者の操業を妨げないように配慮しなければならないと定められています。

まき餌釣りに関するルール(東京海区漁業調整委員会*指示によるもの)

まき餌カゴのサイズは、島しょ部では大きさは長さ 23 cm、太さ(外径) 5.5 cmまで(いわゆる L サイズまで)、東京内湾では長さ $\frac{5}{8}$ cm、太さ(外径) $\frac{5}{5}$ cmまで。使用量は一人一日あたり島しょ部では 9 kg、東京内湾では 3 kgまで。

その他釣りに関するルール

以下の行為は東京海区漁業調整委員会指示で禁止されています！

- ・東京都海面においてひき縄釣り(トローリング)を東京海区漁業調整委員会の承認なく行うこと。
- ・伊豆諸島各島距岸から1,500m以内の範囲でいきえさ(餌虫類を除く)を用いてかさご、あかはたを釣ること。
- ・小笠原諸島海域において60トン以上の船舶を使用した遊漁もしくは遊漁の案内をすること。
- ・小笠原諸島距岸3海里以内の海域での10トン以上の船舶を使用した遊漁もしくは遊漁の案内をすること。

※東京海区漁業調整委員会は、漁業法・地方自治法に基づき設置されている行政委員会であり、水産資源の管理や漁業と遊漁との調整などの役割も担っています。必要に応じて漁業・遊漁等の関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限や禁止等を内容とする指示をすることができます。遊漁を行うにあたっては指示の内容を遵守する必要があります。

各自治体の連絡先

漁業権の対象となっている水産動植物は、漁法にかかわらず、とることはできません。また、安全や資源保護などの理由から地域で定めたルールがあります。釣りに行くときは必ず釣りをする地域のルールを確認するとともに、不明な点があれば下記連絡先にお問い合わせください。

東京都産業労働局 農林水産部水産課 漁業調整担当
03-5000-7208



新島村役場 産業観光課 水産係
04992-5-0284



東京都総務局 大島支庁産業課 水産担当
04992-2-4486



神津島村役場 産業観光課
04992-8-0011



大島町役場 産業課 水産商工係
04992-2-1445



東京都総務局 三宅支庁産業課 水産担当
04994-8-5017



東京都の漁業調整規則が変わりました。



守るべきルールはこちらから



東京の海で釣りをする皆様へ

陸釣り

まき餌釣りについて

これまで、東京都海面では遊漁者（釣り人）によるまき餌釣りが禁止されていましたが、規制が緩和され、まき餌釣りができるようになりました。





陸釣りのルール



釣りに関するルール・マナー

- ・ 漁業操業に支障をきたさないように注意してください。
- ・ 釣りが終わったら釣り場に残ったまき餌を洗い流すとともに、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・ 立入禁止区域には入らないでください。天候や波浪など安全には十分気を付けて釣りを楽しんでください。

まき餌釣りに関するルール(東京海区漁業調整委員会指示によるもの)

まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

地元ルールの例

三宅島の磯釣りルール

イシガキダイ、イシダイ、メジナ類は全長40cm以下、その他食べない魚はすべてリリースとし、持ち帰りは一人2尾以内までとする。

青ヶ島の磯釣りルール

全長40cm以下のイシダイ、イシガキダイについてはリリース

母島の磯釣りルール

イシダイ、イシガキダイについて、5kg未満はすべてリリースすること。東京からの一航海（一往復）につき5kg以上のイシダイ又はイシガキダイのどちらか一人一尾のみキープできる。その他はリリースしなければならない。

御蔵島村役場 産業課 産業建設係
04994-8-2121

東京都総務局 八丈支庁産業課 水産担当
04996-2-1113

八丈町役場 産業観光課 水産商工係
04996-2-1125



東京都総務局 小笠原支庁産業課 水産担当
04998-2-2105

小笠原村役場 産業観光課
04998-2-3114

遊漁採捕量報告のお願い
水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
03-3502-7768



東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課…)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課…)
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 東京海区における遊漁者等によるまき餌釣りの制限……………

告示

● 東京都告示第七十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和六年十月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和六年十月八日	東村山市多摩湖町一丁目二番二十六番の幅員の一部	延長 二六・〇〇 幅員 四・〇〇

東京都告示第八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区興野二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 一・二―ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

告示(海区漁調)

●東京漁調指示第八号

東京海区における竿釣り及び手釣りによる水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和六年十月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(漁具漁法の制限)

一 遊漁者等の漁具漁法の制限は、次のとおりとする。

(一) 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合は、一仕掛けにつき、まき餌かご一個を付したものに限る。

(二) (一)に掲げるまき餌かごの大きさは、次のとおりとする。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域

外径 五・五センチメートル以下

長さ(まき餌を収納する部分に限る。) 二十三センチメートル以下

イ 東京都内湾海域

直径 五センチメートル以下

長さ 八センチメートル以下

(三) 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量の基準は、一人一日当たり次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域 九キログラム

以内

イ 東京都内湾海域 三キログラム以内

(四) 遊漁者等が船舶を使用しないまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和六年十一月十五日から令和七年十月三十一日までとする。